

令和3年5月

事業者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

標準契約書の改正及び本組合契約の取扱いについて

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の改正に伴い、令和3年5月28日付けで次のとおり標準契約書を改正しましたので、周知します。また、改正前の標準契約書によって締結した契約の取扱いについても併せて周知しますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 改正する標準契約書
別紙1のとおり

- 2 改正内容
別紙2のとおり

なお、工事請負契約書以外の標準契約書の改正内容については、別紙2中「工事請負契約書」とあるものを、別紙1に示す「標準契約書の名称」に、別紙2中「第43条の2」とあるものを、別紙1に示す「改正条文」に、それぞれ読替えた内容とします。

【改正理由】

独占禁止法改正（令和2年12月25日施行）により、標準契約書で引用している条項に変更が生じたため（第7条の2第4項（削除）→第7条の9第2項（新設））、改正を行うものです。

- 3 本組合契約の取扱いについて

既に改正前の契約書で締結している契約については、本改正に伴う契約変更等の手続きは不要とします。

また、改正前の契約書の表記にかかわらず、今後、改正法第7条の9第2項に基づく命令が確定しても、本組合から損害賠償金を請求しない取扱いとします。

- 4 担当

大阪広域環境施設組合総務部経理課 契約担当

電話 06-6630-3349